

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保育所長、梁取洋一君の欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可します。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、議案第64号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第64号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算補正ということで、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,983万7,000円を追加をさせていただき、歳入歳出総額をそれぞれ63億6,867万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額について、第1表 歳入歳出予算補正で定めさせていただいております。

第2条におきまして、第2表 地方債補正をお願いしてございます。

1ページ目、歳入でございますが、町税以下、それぞれ補正額がでございます。

2ページ目に歳入の補正額総額が1億9,983万7,000円としてございます。

歳出につきましても、総務費以下、4ページの予備費まで含みまして、補正額が1億9,983万7,000円としてございます。

5ページでございますが、地方債補正ということで、過疎債につきましても増額を今回お願いしてあります。

6ページ以降、事項別明細書になります。

8ページからご説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

町税の町民税、個人町民税でございますが、当初賦課確定によりまして255万4,000円の増額をお願いしてございます。

地方特例交付金の減収補てん特例交付金でございますが、定額減税の減収に係る交付金ということで1,476万7,000円を増額してございます。

地方交付税の普通交付税でございます。今回、額が確定しました。総額で29億244万4,000円ということで、当初予算で25億見込ませていただいておりました。今回、4億200万ほどの増額をお願いしてございます。

国庫支出金でございます。児童福祉費の負担金ということで、児童手当負担金でございます。制度改正によりまして、今回、高校生まで支給対象拡大されたということに伴います国庫負担の増額でございます。

国庫補助金でございます。総務費の総務管理費補助金としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,800万円でございますが、これにつきましては定額減税で引ききれなかった部分についての調整交付金ということで今回増額をさせていただいております。歳入で増額が出てまいります。土木費の国庫補助金、道路橋梁費の補助金でございます。社会資本整備総合交付金。これにつきましては国からの内示額の減額ということで、今回補正減をさせていただいております。

県支出金の県負担金でございます。児童手当負担金。これにつきましては負担割合、国・県の負担割合の変更に伴いまして県費分が減額となっております。

県補助金の地域計画策定推進緊急対策事業補助金につきましては、農地の地域計画、今、策定を行っておりますが、その事務費分としての補助の増額でございます。

10ページにつきましては、財産運用収入につきましては各基金の利子収入の補正をお願いしてございます。

基金繰入金につきましては、当初、繰入を見込んでおりましたそれぞれの基金について、今回、調整をさせていただいた減額をさせていただくものでございます。地域振興基金4,000万円増額をさせていただいておりますが、歳出で出てまいります商品券、町内利用商品券発行事業のほうへ充当させていただく予定でございます。

11ページの特別会計繰入金につきましては、介護特会から精算に伴う繰入、繰り戻しをするものでございます。

諸収入の雑入。過年度収入につきましては重度心身障がい者の医療費の補助金。これ、過年度の精算に伴う増額でございます。雑入におきましては、物件移転補償費124万1,000円でございます。これにつきましては、まずは只見地区の圃場整備、土地改良事業に伴いまして街路灯の移転が生じます。その部分についての補償。また、駅前、現在、交差点の工事、県で行っております。その中で案内看板の移設が生じました。その部分の補償費2件分として124万1,000円計上させていただいております。新型コロナワクチンの接種助成金でございますが、当初、国のほうでワクチンのワクチン代を7,000円として見込んでおりましたが、今般、ワクチン代が1万5,300円になるということで、その差額8,300円部分についてワクチン代の助成ということで計上させていただいております。その他につきましては住民税の不適切な事務処理に伴います給付金の返還等を計上させていただいております。

町債につきましては、過疎債でございますが、橋梁の長寿命化事業ということで国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして起債800万円を追加でお願いするものがございます。

12ページから歳出になります。

まず総務費の一般管理費でございます。需用費の修繕料につきましては、歳入で申し上げました物件移転補償費の中の駅前交差点の看板移設に伴う移設費をお願いしてございます。償還金につきましては新型コロナウイルス対応の臨時創生交付金、これ、精算に伴う返還金ということでございます。

情報システム管理費につきましては、備品購入費ということでパソコン15台、今年度、故障がちょっと多く発生しているということで15台更新をさせていただくことでお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きます、11目、公民館費でございます。18節、負担金、補助及び交付金でございますが、負担金といたしまして各種事業負担金7万円の増額をお願いしております。これにつきましては、去る、議会8月会議においてご議決をいただきました布沢地区の給水施設改良事業補助の関連となります。布沢簡易郵便局に係ります受益者負担金分として増額をお願いしたいものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 交通安全対策費であります。需用費15万2,000円は再入のほうで説明がありましたけれども、只見地区土地改良事業に伴う防犯灯の移転に伴う支出でございます。予算でございます。18の負担金、補助金につきましては急発進防止装置購入補助金ということで、6月会議で提案がございました、高齢者を対象としました急発進、車の急発進防止装置の購入補助金ということで、補助率50パーセントで上限2万円ということで、10人分といいますか、10台分の計上となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、財政調整基金費、また、その下の諸費につきましては、積立金としまして各基金の利子の積立の補正、増減をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 徴税费、賦課徴収費でございます。扶助費につきましては歳入でも説明がございました定額減税調整交付金ということで、引ききれなかった分の交付金ということで2,800万円という計上となっております。償還金、利子及び割引につきましては、町税還付金について不足が見込まれるため15万円の計上をお願いするものでございます。

下段になりますけれども、戸籍住民基本台帳費でございますけれども、使用料ですが、不足が見込まれるため1万円の計上をお願いするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、14ページ目にまいりまして民生費、社会福祉費でございます。社会福祉総務費におきましては報酬ということで、医療・介護・福祉在り方検討会、現在3回開催しておりますけれども、報酬に不足が見込まれるということで増額の補正をさせていただいております。

老人福祉費につきましては積立金ということで、利子分の積立となっております。

障がい者福祉費ですが、償還金ということで令和5年度の実績に伴う返還分でございます。

介護保険費につきましても、償還金として5年度実績に伴う返還分。操出金としましては介護保険事業会計へ事務費として国保データベースの負担金分として6,000円の増額でございます。

15ページまいりまして、民生費、児童福祉費の児童福祉総務費です。こちらの償還金につきましては、子ども・子育て支援事業交付金の5年度の実績に基づく返還分ということで

計上させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 15ページの児童措置費の19節、扶助費の児童手当につきましては、歳入でご説明ありました高校生年代までの支給拡大等の制度改正に伴います167万5,000円の増額でございます。22節、償還金、利子及び割引料につきましては令和5年分の児童手当の実績に基づく増額のお願いでございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは衛生費、保健衛生費にまいりまして保健衛生総務費でございます。こちらも償還金ということで養育医療の給付金の5年度の実績に伴う返還分となっております。

続いて、予防費です。委託料につきましては新型コロナウイルスのワクチン接種委託料ということで、先ほど歳入のほうでも説明がありましたけれども、ワクチンの接種費用が当初の見込よりも増額になったということで、接種の委託料が不足が見込まれますので増額の補正となっております。償還金につきましては、こちらは感染症予防事業費の返還ということで風しん抗体検査分の5年度の実績に基づく返還となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 環境衛生費であります。工事請負費220万円。浄化槽排水管布設工事ではありますが、こちら、国道289号線の道路整備工事に伴う住宅の排水整備工事となっております。入叶津地区になります。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 16ページになります。款の農林水産業費です。

2の農業総務費につきましては財源内訳の補正になってございます。

3目、農業振興費でございますが、30万1,000円の補正でございますけれども、歳入でも説明をいたしました県補助金地域計画策定推進緊急対策事業補助金を財源としまして、その地域計画策定に伴う図面等の大判プリンター等の消耗品などなどについて、今回、その県補助に充てて30万1,000円ほど増額をお願いするものです。

7目、農地費でございます。委託料116万4,000円。大倉堰機能保全計画策定事前調査業務委託料116万4,000円でございますが、こちらにつきましては当初予算におきまして、本来、もう少し予算を欲しかったんですけれども、県の内示の割り当てが非常に

少ないということで、それに合わせて1, 100万円ほど補正をさせていただいたところでございますが、そういった中でできる策定事前調査の業務委託を事前の現地調査等によって確認をしまして、今回、116万4, 000円の増額をさせていただいて、大倉水路の隧道の調査、ゲートの事前調査、堰の事前調査というものを実施をするというようなこととするための補正でございます。水路の水が止められる秋口に事業を実施をするものでございます。18節の負担金、補助及び交付金ですが、優良農地確保支援事業補助金280万円でございますが、こちらにつきましては二軒在家地区12筆、2.3ヘクタールの土層改良、詳しくは取水口側の低地盤の是正というようなことでの土層改良を予定をしておるところです。

2項の林業費でございます。1の林業総務費35万円の補正でございますが、補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございますが、こちらにつきましてはサル等の発生によりまして、今回、資材購入費として追い払い花火の購入費ということで、花火の不足が見込まれますので今回1, 200本ほど購入をさせていただきたいものです。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、17ページ目でございます。

款の7、商工費。項の1、商工費でございます。目の2、商工振興費でございます。12の委託料4, 027万1, 000円につきましては町内利用商品券の発行事業ということで、一人1万円の町内利用商品券の発行に伴う事業費でございます。8月1日現在で3, 729人の町内の住基対象者の方がいらっしゃいまして、そちらの方に配付をしたいと考えてございます。配付予定につきましては11月1日から、利用期間2月の中旬までを予定しております。その下、積立金につきましては地域産業振興等企業誘致の基金の利子収入の積立金。

併せまして、その下、3目、観光費の積立金は観光施設等の整備基金の利子収入の積立金となっております。

4の観光施設費600万円につきましては財源内訳の補正によるものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 17ページの下段です。土木費、土木総務費でございます。こちらにつきましては土地開発基金利子収入操出金8, 000円の増額補正でございます。

18ページにまいりまして、2目の道路維持費でございます。消耗品費658万5, 000円の補正でございますけれども、こちらにつきましては除雪機のタイヤチェーン、さらにはタイヤの交換でございます。通常、当初予算で年数等で予定しているものについては計上

しておるわけですが、今回、定期点検の事前調査をした段階で、そのほかにも交換が必要な物が出てまいりましたので今回補正をお願いするものでございます。

5目、橋梁維持費でございますが、財源内訳の補正になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 消防費の非常備消防総務費であります。工事請負費1,534万5,000円でございます。防災行政無線パンザマストの建て替え工事ということで、入叶津局につきまして289号線の道路整備工事に伴う移転。そしてもう一つは宮渕局でございますけれども、地権者の要望によりましての移転ということになってございます。移設になってございます。消防設備改修工事141万9,000円につきましては、国道289号線の道路整備に伴うものでございまして、入叶津のポンプ小屋の移設の予算をお願いするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 18ページ下段になります。款の10、教育費。社会教育総務費、事務局費になります。27節、操出金につきましては奨学資金基金利子収入の操出金となります。

5目、奥会津学習センター費につきましては財源の振替でございます。

19ページにまいりまして、項の2、小学校費、学校管理費につきましては財源の振替でございます。

項の3、中学校費、学校管理費につきましても財源の振替でございます。8節、旅費につきましては会計年度任用職員の住所変更に伴いまして通勤手当が生じたので6万7,000円の増額をお願いするものです。

項の4、社会教育費、社会教育総務費になります。10節、負担金、補助及び交付金につきましては、例年、町文化協会補助金として予算化をしておりますが、今年度、町文化協会の設立30周年となりまして記念事業実施にあたり46万5,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては記念誌の発行、記念セレモニー等に係る増額でございます。

2目、文化財保護費になります。14節、工事請負費につきましては旧長谷部家住宅に係る屋根の保存修繕でございます。こちらの屋根修繕につきましては令和4年度に屋根の北面及び東面の一部修繕を行っておりますが、令和5年に雪の重みで刺し萱が抜け落ちまして、再度、保存修理が発生いたしました。その際は保証期間内でありましたので事業者が補修対

応を行っております。しかし、今回、今年も雪の影響で屋根の一部に破損が生じたので、その部分を葺き替えして保存修理をすることを降雪期前に実施するため工事費203万5,000をお願いするものです。

20ページにまいりまして保健体育費、給食センター費になります。10節、需要費、修繕料につきましては給食センターの備品及び施設の老朽化に伴います緊急修繕に伴いまして当初予算分が不足するため、今回増額をお願いをするものです。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 公債費でございます。償還金、長期債償還元金ということで、今回、臨時財政対策債につきまして繰上償還をさせていただいて将来の負担軽減を図ってまいりたいということで4,198万4,000円、減債基金を活用して償還をさせていただくものでございます。

予備費2,784万2,000円を増額して調整をさせていただきました。

21ページにつきましては給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思えます。

以上、補正予算、ご説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ページ、12ページの交通安全対策費。急発進防止装置購入補助金がありますが、6月会議に提案しましたの、早速、制度化していただきましてありがとうございます。

本当、頻繁にこの頃、踏み違いによる事故が多発しているということで大変な状況だと思います。そういう中で安全装置ということで、是非、効果的な活用をお願いしたいと思えます。

先ほど補助50パーセントの、2万円が上限ということなんですが、ちょっと聞き漏らしたかと思うんですが、年齢制限というか、そういう補助の中での要件はあるんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。



○町民生活課長（増田 功君） 今回、高齢者ということを対象にいたしまして、町内に住所を有する65歳以上の方ということで対象を絞ってございます。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 了解しました。

それで、これについては高齢者対象ということもありますので、その辺の内容的なもの、取付事業者とか含めて事業の周知をよく図っていただきながら、効果的な活用ができるように、是非、交通安全対策に寄与するような制度に是非やっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 歳入についてお伺いします。

まず一番最初の町民税の歳入補正がなされていますけれども、これが最初のページですね。1ページ目。これ、例の不適切な事務によって請求した分というのは、この間のお話だと、8月うちに納めていただきたいという形で請求しますというお話を伺いました。その分はこの金額に、補正額に含まれているのでしょうか。もし、含まれているとしたら、後から追加で納税していただく分の何パーセントぐらいが入っているのか、その辺のところをお伺いします。

それと、あと10ページのですね、情報システム管理費の中で、パソコンの買い替えということで15台の説明がありました。で、大体このパソコンというのは、どのくらいの年度で買い替えを検討されるものなのか。年によるものなのか。劣化によるものなのか。システムのあれによるものなのかということと、大体あの、庁内で正職員の方々、それから会計年度任用職員の方々もパソコン等お使いになっていらっしゃると思いますけれども、全体的に、ざっくりばらんでいいですけども、何台ぐらいのパソコンを使用しているのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今回の歳入ですけども、個人町民税の歳入ですけども、6年度の家屋敷課税の見込としまして、63万円の計上をしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） パソコンの更新のお質しでございます。推奨されるのは5年程度ということで推奨はされておりますが、大体7・8年、今使っているものと、平成

29年に購入したものがまだ50台ほどございますので、そういったものについては順次、来年度以降、更新をさせていただきたいということで今考えているところでございます。

台数につきましては、ざっくり200台ほど町で使用させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、町民税については、この不正な事務処理による部分は、今回はのっかっていないという理解でよろしいのでしょうかということと、先ほどお伺いしたのは、追加で納税をお願いした方々のうち、どのぐらい、納税された方があって、そして、どのぐらいまだ未納の方がいらっしゃるのかという質問にまだお答えいただけてないので、その辺のところお伺いしたいと思います。

あとパソコンにつきましては、そうするとまあ、順次こう、取り変えていくという形にはなると思うんですけども、そうした場合の機種というのは、もう統一されているのか。例えば個人で、こういった形の機種のほうが使いやすいよとかっていうふうなことがあるのか。その辺のところ、そのメーカーとか機種を選ばれる算定基準となるものは何なのかということをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 個人町民税でありますけれども、家屋敷課税の6年度分について63万。そして、令和6年度分につきましては、当初の予算の中で計上を見込んで計上してございます。そして、どのぐらいの方が納付されたかということでございますけれども、約7割の方に納付をいただいております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） パソコンの機種の選定についてのお質しでございます。基本的に今、デスクトップとノートパソコンの違いはございますけども、基本的な部分では統一をさせていただいて、個人の希望というものは基本的にはありません。ただ、業務によって、戸籍とか、そういったところでは特別、別の機種という部分はありますので、全てが同じということではございませんが、そういったことで設定をさせていただいております。機種の選定につきましては、電子自治体推進委員会等の中でスペック等を勘案しながら決定をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） ちょっと教えてください。

15ページのですね、新型コロナワクチン接種委託料ですが、たぶん、これ、65歳以上の方の対象でやるということでしょうか、当然、無料ということだと思いますが、何名ほど、対象者がいるのか。

それからあの、ごく最近だと思うんですが、ファイザー製のその急速冷凍庫を購入にかけられたような感じですが、これはそういった、もうファイザー製じゃなくて、違うメーカーで、急速冷凍庫がいないタイプということなんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、新型コロナウイルスワクチンにつきましては今年度から定期接種になったということで、対象者が基本的には65歳以上の方、もしくは60から64歳の方で障がい等をお持ちの方ということになります。今回から定期接種になりましたので、一部負担金が生じまして、町民の方、ただ今言いました該当者の方につきましては一人当たり2,500円をご負担いただくということで計画をしております。

対象人数につきましては、今回から集団接種というか、ご自身でご予約をして受けていただくということなんですけれども、一応、町のほうでは1,400人、1,500人弱の方に受けていただけるような形で予算のほうは計上をさせていただいております。

ディープフリーザー、購入かけたということで、今回、ワクチン自体は一応、ファイザーのものを使う予定はしておりますけれども、既にシリンジに入った状態のワクチンを購入するので冷蔵保存で約1ヶ月というような形のワクチンを診療所のほうで購入をするんですけれども、ディープフリーザーの使用はしないということで購入をかせさせていただいたということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） そうしますと、この、先ほど60歳から64歳、65歳以下ということで、これあの、疾患の方というのも、当然あと、連絡がくるのか。それからまあ、当然、任意だと思うんですが、そうすると例えば1,500人弱の方のワクチンを確保したということですが、余るということはないのかどうか。結局、全国的に余って廃棄したということが何億円分もあるということが出てくるとは思います、そういった無駄がないようにしな

ればならないところだと思いますが、非常にその、もう何度も受けてるから受けなくていいよという形、それからあの、新型の変異株に対して対応されたもののワクチンなのか。従来と同じものなのか。ちょっとそこをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今回の予算については、1,500人弱程度の予算を確保しますが、ワクチンについては、ちょっと今回から、診療所の先生が1名体制になるということで、10月20日から12月上旬まで、日曜日に診療所で集団で接種をする計画を立ててございます。先ほども申し上げましたが、ご予約をしていただくということで、予約数に応じてワクチンのほうは発注をして購入をするということで、いっぺんに1,500人分を買うわけではないので、極力、財政と、あと在庫が出ないような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○7番（小沼信孝君） 疾患…

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 疾患の方につきましては、これから通知はするんですけども、個別に送付するという事は今のところは考えてございません。町民の方全体にお知らせするという事で、対象の方はこういう方ですよという記載をさせていただいて、任意で予約をしていただくと。勿論、64歳以下で受けたいという方は、も予約も可能ですが、全額自己負担ということになりますので、1万5,300円の負担が出るということになります。

○7番（小沼信孝君） 新型の変異株…

○議長（佐藤孝義君） そうですね。株につきましては、最新のものを購入をするようにはしてございますけれども、なかなかまあ、以前と違いまして、コロナについても全数調査等しておりませんので、最新のものを購入するようにはしておるところでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありますか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今のワクチンについてお伺いします。

体に入れるものですから、非常にあの、安全性とか、そういったものに非常にシビアになってる町民の方がいらっしゃいます。実際、連絡を受けました。まず、その、世間ではその、レプリコンというワクチン。これに対しては非常に過剰反応がありまして、安全性について問題視なさる方がいらっしゃいました。聞きますとダイチロナというようなワクチンだそう

です。それについては安全性がだいぶ高いような、危険ということはありませんけども、今までやったワクチンの、例えば、効果があったのかとか、そういった方もいらっしゃいますし、そのワクチンによって高熱を発する人もいらっしゃいます。町、このワクチンを接種するにあたって、その安全性の面、それから接種を希望なさる人に対して、しっかりとした説明を、これはなされたほうが良いのかなど、そういうふうに思います。

それから、これを使うにあたって、町はそういった調査をしっかりして入れられたのかどうか。これがまず1点と、それから2点目、番所の、さっき、葺き替え、保証期間が終わったということで、今回はあれになるそうですが、去年はあの浅雪で、それで修繕したところが保証期間終わってまた直さなきゃならないようなことになったのかなど。町がその業者を、例えば藁葺業者、茅葺業者ですか、そういうのを選択するにあたって、業者は何者ぐらいあるのか。それから、そういった工事に問題が、保証期間は終わったけども問題はなかったのかどうか。その辺の見解をお願いします。

以上、2点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ワクチンの安全性ということでの質問でしたが、製薬会社さんといいますか、そちらで販売をしているもの、そして、国の承認を受けているものということで、それ以上の確認というのを町で行うのは現実的には難しいということで、只見町としましては、今までたくさんの方に町内で受けていただいたファイザー製のワクチンを今回は使用するということで導入のほうを決めた次第でございます。

副反応等につきましては、以前と大きく変わるものではありませんけれども、やはりあの、全身の痛みでありますとか、発熱については想定できる副反応でございますので、ワクチン接種の通知とともに、そちらのほうは丁寧なわかりやすい説明に心掛けたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 教育長。

○教育長（渡部公三君） 旧長谷部家、叶津番所のご質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど教育次長から説明申し上げたように、令和4年に一部改修をしてございますが、これは刺し萱という工法で、萱が腐食して痩せたところに補う形で萱を差し込んで、ボリュームを持たせて屋根を修繕する。そういった工法で実施をしたものでございますが、現在あの、

そういった対応のできる業者さんは町の指名参加願に入っていて、県内では1者だけあります。これはあの、隣町の南会津町にあります。そこをお願いをして令和4年度実施をさせていただきました。そうしたところ、雪消えに、施工していただいた一部区間が破損したということで、業者と協議をして、内容を確認して、これはあの、いずれ雪の重み、それから凍結、そういったことが原因ではあったにしても、やはり短期間でこのように、また再度、補修することになったことについては、やはりあの、施工上の何らかの、対応、そういったところにもひとつ責任があるんじゃないかというようなこともあって、業者さんはその責任というかですね、その範囲で保証期間でもありましたので対応して、また同じく刺し萱で直していただきました。しかしあの、また、翌、一冬越しまして、今年になりまして、また、場所は少しずれてはいるんですが、また新たに屋根が破損してきまして、それにつきましても原因追及、究明をするために、現場に我々も行って、そして屋根裏まで上がって見たり、それから有識者などにご意見を聞いたりしてみたんですが、はっきりしたその原因究明には至りませんでした。さらにあの、施工していただいたその1者、業者さんとも何度か話し合いをして、そして現場でどういうことが原因だったのかということも話をさせていただいた中で、やはり原因究明までは至りませんでした。しかしながら、我々も屋根裏まで上がって見る感じでは、非常にあの、元々の、前所有者の時に葺き替えをしてございますが、その時からのやはり腐食とか、破損が、も原因しているものがあるのかなというふうに見受けられました。よって、原因が追及できない状況でありました。が、私達も、そうは言っても、短期間にこれだけまた破損することは、やはりあの、施工現場の管理責任というか、責任施工の中で、私も再度、対応できないかということをお話したところでございます。しかしあの、やはり、保証期間を過ぎ、また保証期間内に再度実施をして、それについても竣工検査をさせていただいた中で完了しているものを、また私達が再度できる、我々の責任でやるということとはできないということをはっきりおっしゃいましたし、我々もそれ以上のことは申し上げることはなかなかできませんでしたので、やむを得ず今般、その施工に関しては、また別の業者さん、これは新たに今年度ですかね、隣の新潟県の魚沼市にある、そういった茅葺屋根の専門の業者さんがおまして、そこの方にも見ていただいて、やはり刺し萱では難しいと。やはり下まで取り換える葺き替えというものでないともたないよというふうなこともおっしゃっていただいたところでございます。ので、今般、降雪前になんとしても修繕しなければなりませんので、葺き替えという工法に変えまして、今般、約23平米ほ

どですが、修繕をさせていただくことでお願いしてございますので、ご理解、ご承諾いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 屋根に関して丁寧な説明ありがとうございます。

昔はみんな、茅葺の屋根だったんですよね。それで、原因がわからないということですが、昔はみんな囲炉裏で、下からのその囲炉裏の煙とか、そういったものが屋根を強くしたとか、そういった話も聞いたことがあります。番所には管理人がいらっしゃるわけですから、やはり管理人にもし、定期的にね、例えば囲炉裏を焚くとか、そういったことで、もし、昔からのやり方でね、対応できるのであれば、これは管理人が、しっかり雇っているわけですから、町で。そういったことも一つの方法かなと私は思いましたので質問しました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育長。

○教育長（渡部公三君） ありがとうございます。

叶津番所につきましては、地元、叶津区の皆様方に、本当にご協力いただいて、維持管理、そして活用のほうを効果的に実施していただいていることに、本当にあの、御礼を申し上げたいというふうに思います。管理している方につきましても地元の方お願いしておりますし、長年、叶津番所の管理を担っていただいて、今もあの、夏場でも週2回は薪を燃して、煙を燻して、そして屋根の萱の保存、維持管理に努めているところでございますので、冬期間についても同じく管理はお願いしているところでございますが、なお、我々の責任もありますので、そういった維持管理につきましては管理者としっかり共用しまして、適正な維持管理、そして有効な活用に努めてまいりたいというふうに考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 17ページの商品券について1件伺いたいと思います。

こちらがですね、事業、ちょっと、もう少しご説明いただきたいと思ひまして、町民の方全員の方に配付されるというような形で今ほど受け取った次第であるんですけども、内容が誤りではないかというところで確認で発言をいたしました。

今まではコロナの臨時交付金、国からお金がきていて、どういう事業をするかというところで、こういう事業があったかなと思いますが、この度はわざわざ基金をですね、使って町

民一人当たり1万円を配付するということの事業であれば、その必要性和申しますか、今の町内の経済事情を鑑みて、どのようなご判断に至ったのか、そういった議論の間、やるべきではないのではないかと、そういった議論が、その議論の経過も含めて、事業の身をもう一度ご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

まず配付につきましては、これまでと、昨年もそうだったんですけども郵送によりまして各家庭に一人1万円ずつの商品券を配付をさせていただきたいと考えてございます。

今般、基金を使って配付に至った経過でございますが、物価高騰が昨年らい、まだまだ続いております。そういった中で政府もガソリン、それから電気、そういった部分で引き続きの支援を行っているといった中で、町内の物価、そういった部分も鑑みまして、昨年に引き続きまして同様に今年度も、基金を使ってにはなりますが、そういった部分の支援という形で一人1万円を継続してやらせていただくという決定に至った次第でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第64号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。



よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第2、議案第65号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第65号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては歳入歳出予算の補正ということで、総額にそれぞれ141万5,000円を追加し、それぞれ4億6,894万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、あとは当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページが第1表 歳入歳出予算補正ということで、歳入で国庫支出金で141万5,000円でございます。

2 ページまいりまして歳出で、総務費と予備費で141万5,000円でございます。

5 ページから説明いたしますが、歳入の国庫支出金、国庫補助金、国保制度関係事業補助金ということで、社会保障・税番号制度システム整備補助金141万5,000円の増となっておりますけれども、こちらにつきましては現在使っているシステムをマイナ保険証に対応するために改修が必要ということで、それに係る補助金となっております。補助率については10分の10ということで全額、国庫分に対応いたします。

6 ページまいりまして歳出でございます。総務費、総務管理費の一般管理費ということで、委託料で国保システム改修委託料ということで141万6,000円を増額をさせていただきました。先ほども申し上げましたようにマイナ保険証に係る改修ということで、今後、発行を予定している資格確認証及びその通知に係るものを追加をするという内容になってございます。差額につきましては予備費で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第66号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第66号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額にそれぞれ1億4,200万円を追加し、総額を4億6,542万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正ということで、第2表 地方債補正によりまして変更をさせていただいております。

1 ページ目、表紙おめくりいただきまして1 ページ目でございます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございますが、繰越金から介護給付費等収入、合わせまして1 4 2 万 6, 0 0 0 円の増であります。

2 ページまいりまして歳出です。診療所費及び予備費におきまして、合計で1 4 2 万 6, 0 0 0 円の増でございます。

3 ページ、第2表 地方債補正ということで、過疎対策事業債のほうの限度額を4 9 0 万円増額をいたしまして2, 6 6 0 万円とさせていただくものでございます。

6 ページ目から説明をいたします。

繰越金でございますが、こちらは前年度からの繰越分の増額でございます。

町債ということで、一般会計債の過疎対策事業債で医療機器整備事業分として4 9 0 万円の増額をお願いするものであります。

県支出金、県補助金でございますけれども、こちらはへき地診療所設備整備補助金ということで、8 月会議において財産取得のお願いをしました診療所の備品について、本来ですと県補助金のほうで2 分の 1 の収入を見込んでおりましたけれども、内示額の減額によりまして、こちら減額をさせていただいて、先ほどの過疎対策債で増額で不足分を充てさせていただくという内容になってございます。

続いて、介護給付費等収入ということで、予防通所リハビリサービスですが、今年度より朝日診療所において通所リハビリテーションを実施をしてございます。その分の収入の見込ということで今回、増額の補正でございます。

7 ページまいりまして歳出でございます。

診療所費、総務費の一般管理費、需要費の修繕料ということで、こちら屋根の修繕ということで、令和3 年度にも同じような状況があったんですけれども、診療所の屋根のトタンが一部滑り落ちをしております、場所は前回と違うところなんですけれども、その部分を今回修繕をさせていただくということでの増額補正でございます。

続いて、医業費にまいりまして、医科医療用機械器具費については、こちらの財源の振替

となっております。医科医薬品衛生材料費ですけれども、こちらにつきましては入院の休診に伴いまして医薬品の減額になるだろうと見込みまして、今回について修繕料、見合いの分を減額をさせていただいたという内容になってございます。

予備費で調整をしてございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第4、議案第67号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第67号 令和6年度只見町介護保険事業設  
特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額にそれぞれ64万8,000円を追加し、総額を  
7億9,151万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第1表 歳入歳  
出予算補正によるものであります。

表紙おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正ということで、歳入につきまし  
ては保険料及び繰入金で64万8,000円の増でございます。

2ページまいりまして歳出でございます。こちらは総務費から予備費まで合わせて64万  
8,000円の増となっております。

5ページ目から説明申し上げます。

歳入です。保険料、介護保険料、第1号被保険者保健料ということで、令和6年度本算定  
に伴いまして徴収額に変更が生じましたので補正となっております。特別徴収分につい  
ては増額、普通徴収分については減額となっております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金ということで、国保データベース  
負担金として5,000円を計上してございます。

6ページまいりまして歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費でございま  
すが、こちらにつきましては負担金ということで先ほど一般会計から繰入ました国保デー  
タベースシステムの負担金分でございます。

介護認定審査会費につきましては、認定審査会、共同で設置しておりまして、そちらの負  
担金分でございますけれども、令和6年度の実績に伴いまして減額ということで補正をさせ  
ていただいております。

諸支出金の償還金及び還付加算金ということで、こちら償還金でございますけれども、介  
護保険制度改正に伴うシステム改修の返還分となっております。こちらにつきましては令  
和5年度に実施した分でありまして、その返還が生じましたので、その分の補正となっ  
てございます。

7ページにまいりまして繰出金で、他会計への繰出でございますけれども、こちらは償還  
金ということで、事務精算繰出ということで、先ほど説明しました認定審査会分、あとは介

護システム分と合わせましての一般会計への返還分の操出。あとは低所得者保険料軽減分の精算操出となっております。

予備のほうで調整をさせていただきました。

説明については以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第67号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

日程第5、認定第1号 令和5年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、認定第10号 令和5年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設定し、これに付託して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認め、認定第1号から認定第10号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して

審査することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので特別委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項の規定により、互選に関する職務は年長の委員が行うと決定されておりますので、山岸国夫委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本議場とします。

委員会の正副議長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は、暫時、退席願います。

〔当局 退席〕

休憩 午前11時08分

再開 午前11時39分

○議長（佐藤孝義君） 開議します。

決算特別委員会の委員長に中野大徳君、副委員長に酒井右一君が選任されましたので報告いたします。

お諮りします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第10号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号については9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることと決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。



◎令和5年度只見町の健全化判断比率について

○議長（佐藤孝義君） 日程第15 報告第4号 令和5年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、報告第4号 令和5年度只見町の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

おめくりいただきます。

令和6年8月26日付で代表監査委員より報告いただいたものでございます。

令和5年度只見町財政健全化判断比率の審査結果について報告ということで、令和6年8月9日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますというものでございます。

裏面ご覧いただきたいと思っております。

令和5年度 財政健全化審査意見書でございます。

審査の概要でございますが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2として、審査の結果でございます。

まず（1）総合意見として、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとございます。

表の中でそれぞれ、実質赤字比率、連結実施赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ということで表、記載してございます。

（2）の個別意見でございますが、①としまして実質赤字比率についてということで、令和5年度の実質赤字比率は、昨年引き続き実質赤字額が生じていないため算出されない。

②連結実質赤字比率について。令和5年度の実質赤字比率は、昨年引き続き連結実質赤字額が生じていないため算出されないとございます。③の実質公債費比率についてでござ



ございますが、令和5年度の実質公債費比率は4.0パーセントとなっており、元利償還金の増及び繰上償還の未実施により昨年度比0.8パーセントの増となった。早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っているとございます。④将来負担比率について。令和5年度の将来負担比率は、昨年を引き続き将来負担額が生じていないため算出されないとございます。

(3)の是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はないということで報告をいただいております。

以上、報告させていただきました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎令和5年度只見町の資金不足比率について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第16、報告第5号 令和5年度只見町の資金不足比率についてを報告を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、報告第5号 令和5年度只見町の資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、これも令和6年8月26日付で只見町の代表監査委員より報告をいただいた内容でございます。

令和5年度只見町資金不足比率についての審査結果について（報告）とございます。

これにつきましても令和6年8月9日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告をいたしますということで、別紙について裏面をご覧いただきたいと思っております。

令和5年度資金不足比率審査意見書でございます。

1、審査の概要でございますが、この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したとございます。

2の審査結果でございます。

(1) の総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとございます。

記として、簡易水道特別会計及び集落排水事業会計における比率等、記載ございますが、表としてございます。

(2) の個別意見として、①資金不足比率についてでございますが、令和5年度の各特別会計資金不足比率は、昨年引き続き資金不足額が生じていないため算出されないと。早期健全化基準の20パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められるということでございます。

(3) の是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないということで報告をいただいております。

以上、報告申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第17、報告第6号 株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、報告第6号 株式会社社会津ただみ振興公社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告をさせていただきます。

一枚おめくりいただきたいと思っております。

決算報告書の表紙でございます。第29期となります部分でございます。令和5年4月1日から令和6年3月31までの決算報告書となっております。

一枚おめくりいただきたいと思っております。貸借対照表、左側になりますが、資産の部でございます。流動資産3,860万9,946円。それぞれ現金及び預金から未収入金までの内訳となっております。

固定資産につきましては有形固定、投資等含めまして185万12円ということで、資産の部の合計につきましては4,045万9,958円となります。

右側、負債の部でございます。流動負債につきましては3,017万5,919円ということで、内訳につきましては買掛金から未払消費税までの合計でございます。

純資産の部といたしまして株主資本1,028万4,039円ということで、資本金2,625万円に対しまして繰越利益剰余金がマイナス1,596万5,961円となりまして、純資産の部の合計1,028万4,039円。負債及び純資産の部の合計が4,045万9,958円となります。

右側のページにまいりまして損益計算書でございます。

純売上高につきましては、受託収入から指定管理料等の売上を含めまして1億1,567万1,275円となりました。売上原価につきましては期首の棚卸、商品仕入、期末の棚卸をいたしまして2,714万7,325円ということで、売上の純売上高から売上の総利益といたしまして、マイナスいたしますと8,852万3,950円となります。そこから販売費及び一般管理費8,318万2,869円を差引させていただきますと、営業利益としては534万1,081円となっております。そこに営業外収益125万5,009円。併せまして、特別利益、前期損益修正益、特別損失、前期損益修正損と加えまして、税引き前の当期の純利益が659万4,335円となりました。法人税及び住民税事業税を18万5,000円引きまして、最終的に当期の利益につきましては604万9,335円となりました。

一枚おめくりいただきまして販売費及び一般管理費でございます。営業交通費から雑費まで含めまして、販売費及び一般管理費の内訳8,318万2,869円となっております。

その右側、株主資本の変動計算書ということで、資本金の当期の期首残高から最終的に当期末までの残高の推移につきまして、こちらのほうに記載をさせていただいております。

報告につきましては以上となります。

○議長（佐藤孝義君） 報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社季の郷湯ら里の経営状況について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第18、報告第7号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 報告第7号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

一枚、資料をおめくりいただきたいと思います。

決算報告書の表紙でございます。

湯ら里につきましては第26期ということで、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算報告書となります。

一枚めくっていただきまして貸借対照表でございます。

左側、資産の部ということで、流動資産につきましては5,247万2,237円となっております。内訳につきましては現金及び預金から前払費用までの合計額となっております。

その下、固定資産134万2,215円につきましては、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の合わせた合計額となっております。合わせまして最下段の資産の合計が5,381万4,452円となります。

右側にまいりまして流動負債でございます。流動負債の合計4,235万5,576円でございます。内訳につきましては買掛金から預り入湯税までの合計額となります。固定負債につきましては長期借入金5,110万円となっております。負債の部の合計9,345万5,576円となりました。

その下、純資産の部の合計でございます。株主資本マイナス3,964万1,124円となっております。資本金につきましては4,320万円に利益の剰余金として最下段になりますが、繰越利益の剰余金でマイナス8,284万1,124円ということで、純資産の部の合計がマイナス3,964万1,124円となっております。

負債・純資産の部の合計が5,381万4,452円となっております。

右側にまいりまして損益計算書でございます。

純売上高につきましては宿泊売上から最下段の委託及び委託管理料、指定管理料等になりますが、合計額2億4,247万3,668円となります。

売上の原価につきましては当期の宿泊原価ということで、後段のページで出てまいります

が、2億521万8,332円の売上原価がございまして、売上の総利益は差引ますと3,725万5,336円となります。そこから販売費及び一般管理費の合計5,123万6,002円を引きますと、営業損失で1,398万666円となります。

こちらから営業外収益、受取利息となりますが、251万8,699円と営業外費用ということで、支払いの利息、雑損失112万9,383円を引きますと、経常損失として1,259万1,350円となりました。

そこから法人税等を引かせていただきますと、当期の純損失として1,277万6,350円という結果となっております。

一枚おめくりいただきまして販売費及び一般管理費でございます。人件費、経費でございますが、人件費につきましては社員の給料から福利厚生費を合わせました合計が2,937万4,302円となります。経費につきましては広告宣伝費から雑費までを合わせますと2,186万1,700円ということで、合計で5,323万6,002円となっております。

右側、宿泊業の原価報告書でございます。原価に関するものでございまして、材料費といたしまして期首の棚卸から期末の棚卸をいたしました合計5,054万7,810円。役務費のほうが8,518万9,859円。宿泊業に関する経費の合計を全て合わせまして当期の宿泊業の原価といたしましては2億5,021万8,332円ということで内訳のほうがこちらになってございます。

一枚おめくりいただきまして最後のページでございます。株主資本等の変動計算書でございますが、こちらにつきましては資本金の当期首の残高と当期末の残高ということで、こちらのほうで株主資本、純資産の合計、それぞれを足しまして、最後の下段になりますけれども当期末の残高としてマイナス3,964万1,124円ということになってございます。

報告につきましては以上となります。

○議長（佐藤孝義君） 報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見特産株式会社の経営状況について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第19、報告第8号 只見特産株式会社の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 報告第8号 只見特産株式会社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

一枚おめくりいただきまして決算報告書の表紙になります。

第51期となりまして、令和5年3月1日から令和6年の2月29日までの報告書となります。

一枚おめくりいただきたいと思えます。

貸借対照表でございます。

左側、資産の部でございます。流動資産につきましては11億1,656万5,181円となりました。資産の内訳につきましては、現金・預金から貸倒引当金までの合計額となっております。

固定資産につきましては3,774万8,481円。それぞれの有形固定資産の合計、それから無形固定資産の合計、投資その他の資産の合計ということで、合わせまして左側の一番最下段になりますが、資産の合計といたしましては1億5,431万3,662円となりました。

右側にまいりまして負債の部でございます。流動負債といたしまして5,388万1,144円となりました。内訳につきましては買掛金から未払消費税までの合計となっております。

固定負債につきましては3,633万4,482円となりまして、長期の借入金、退職給付の引当金の合計となっております。

負債の部の合計9,021万5,626円となりまして、純資産の部でございますが、株主資本6,409万8,036円のうち資本金7,019万円。それから利益の剰余金が359万8,036円となりまして、自己株主のマイナス969万円ございますが、資産の部の合計といたしましては6,409万8,036円となりまして、負債と純資産の合計が1億5,431万3,662円となっております。

右側にまいりまして損益計算書になります。

純売上高につきましては2億2,212万2,132円となっております。

売上の原価につきましては期首の棚卸から仕入、製造原価を、最終的に期末の棚卸高を合

わせまして1億9,786万6,819円となりました。純売上高から売上の原価をマイナスいたしますと、売上の総利益といたしまして2,425万5,313円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、この後のページで詳細が出てまいります。2,914万6,324円となりまして、営業損失といたしまして489万1,011円となっております。

営業外収益、受取利息、雑収入まで合わせまして123万7,418円。

営業外費用として支払利息や貸倒引当金の繰入を合計いたしまして93万7,282円。

合わせますと、経常損失といたしまして459万875円となっております。

そこに特別利益として貸倒引当金の戻し入れの利益がございまして20万7,661円ございました。

固定資産の売却損2円が特別損失として計上させていただきまして、最終的に税引き前の当期の純損失といたしまして438万3,216円。そこから法人税、事業税を引きますと当期の純損失が456万8,216円といった結果となっております。

一枚おめくりいただきたいと思います。

販売費及び一般管理費の内訳です。

まず人件費といたしまして役員報酬から福利厚生費までの合計1,372万8,718円となっております。

併せまして、経費といたしまして広告宣伝費から雑費までの合計1,541万7,606円。合計いたしますと、販売費及び一般管理費の合計が2,914万6,324円となりました。

右側が製造原価に係る報告書でございます。

材料費の部分では期首の材料から仕入れたものに期末に棚卸をした材料等の合計が1億1,845万2,281円となりまして、労務に係る部分、労務費として賃金から福利厚生費の部分、3,556万5,284円。

外注加工費で122万5,500円。

製造経費として、動力費からリース料まで4,092万4,176円を合計いたしますと、当期の製造費用の部分につきまして1億9,616万7,241円となっております。

もう一枚おめくりいただきまして最後のページでございます。

株主資本等の変動計算書ということで、当期首の残高7,019万円の部分にかかります

株主資本等の当期末の残高までの変動について、こちらのほうに一覧として記載をさせていただきます。

報告につきましては以上となります。

○議長（佐藤孝義君） 以上で、報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 上着の着衣を求めます。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後 12時02分)